

令和7年度高知県自殺対策強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県自殺対策強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、若年層に特化した自殺対策、自殺未遂者の再発防止等に関する自殺対策等、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる強化を図ることを目的として、次条に規定する補助対象事業の経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）
- (2) 商工会、商工会議所、公益社団法人、公益財団法人、第三セクター等（資本金等の額の2分の1以上を公共的団体が出資等している法人をいう。）若しくは地域団体（特定非営利活動法人等一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体をいう。以下同じ。）又は任意団体等（共同体、協議会、グループ等の任意団体又は任意団体に準ずる団体であって、3以上の個人又は法人で構成される法人格のない次のア及びイに掲げる事項の全てに該当する団体をいう。以下同じ。）

ア 補助事業において、自殺対策に資する取組を行うもの

イ 規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、当該補助事業に関する予算、決算及び会計処理が行われることが保証されているもの

2 市町村等は、地域の実情に応じ、民間団体など、市町村等が適切であると認める法人格を有する団体等に事業を委託、補助又は助成等により実施することができる。この場合において、委託等を行う市町村等は、委託等による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有するとともに、委託先等と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施しなければならない。

3 地域団体及び任意団体等については、次の各号の全てに該当する場合に、補助金を交付するものとする。

- (1) 自殺対策事業を的確に遂行できると認められる団体であること。
- (2) 高知県内に事業所を有し、原則として、自殺対策に1年以上の活動実績を有すること。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団の統制下にある活動を目的とする団体ではないこと。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助対象経費及び補助率は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前条第1項第2号に掲げる者の補助限度額は、100万円とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 定款

(2) 規約又は会則及び会員名簿

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通ずるものとする。

2 知事は、前項に規定する補助金の交付に当たって、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業について、次のアからウまでに掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業区分ごとの20パーセントを超えない経費の減額をいう。）は、この限りでない。

ア 補助事業の完了年月日の延期

イ 補助金額の増額

ウ 補助金額の20パーセントを超える減額

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円（任意団体等にあつては、30万円）以上の機械、重要な器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を経過

するまで、知事の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならないこと。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (7) 第3号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合において、知事が必要があると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした別記第4号様式による調書を作成し、当該書類を補助事業の完了後5年間保管しなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 県税の滞納がないこと。
- (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して、前各号の条件を付さなければならないこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示する事項

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合には、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 委託して事業を実施した場合は、委託の契約書（契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）及び完了検査調書の写し
- (2) 事業の実施を確認することができる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施した事業の内容が分かる資料（研修開催案内のチラシ等）
- (4) 領収書及び会計帳簿の写し（第4条第1項第2号に掲げる者が補助事業者である場合に限る。）

2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の補助事業実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告による当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第6号様

式による消費税仕入控除税額等報告書により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の1支部（又は1支社、1支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

- 4 知事は、第1項の補助事業実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれを付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 補助金は、前条第4項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第12条 知事は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

- （1） 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- （2） 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（情報の開示）

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（留意事項）

第14条 市町村は、強化事業の種類ごとの実施に関する事項を、市町村自殺対策計画に位置付けること。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月9日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づ

き交付された補助金については、第7条第3項、第8条第3号、第4号、第7号及び第9号、第9条第3項、第12条並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

（1） 対面相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐこと、また、自殺に関する悩みを抱える者等に対して支援を行っている関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、家族や友人等が、対応に苦慮する中で孤立し、疲弊することのないように支援することを目的とする。

なお、児童生徒のみを対象とする事業は、補助対象としない。

イ 事業内容

- ・心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等
- ・個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・他の分野の相談事業における相談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等
- ・若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等）
- ・生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営
- ・相談担当者や家族等の支援者等への支援 等

（2） 電話・SNS相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話やSNSの相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐことを目的とする。

なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。

イ 事業内容

関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る

- ・電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等
- ・相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等
- ・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等
- ・フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等

（3） 人材養成事業

ア 目的

関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

イ 事業内容

- ・関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣
- ・これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や、養成研修等への派遣
- ・e-ラーニング等を活用した関係行政機関等や民間団体等の相談担当者への研修の実施 等

(4) 普及啓発事業

ア 目的

生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。とりわけ、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を実施する。

イ 事業内容

- ・シンポジウム、講演会等の開催 等
- ・図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等
- ・啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布
- ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報 等

(5) 自死遺族支援機能構築事業

ア 目的

自殺で親族等を亡くした遺族等に対する総合的な支援を強化する。とりわけ、自死遺族等が必要とする支援情報の提供体制を県内で整備し、遺族等の自助グループ等の地域における活動支援や遺族等への相談支援、自死遺児への支援を強化する。

イ 事業内容

- ・学校、職場で自殺が起きた時の遺された家族や関係者に対する支援の促進（自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの自殺発生直後の対応及び遺児支援等に関する資料の普及）
- ・各地域における遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びそのための体制の整備
- ・遺族等の自助グループ（わかちあいの会）等の設立や運営支援
- ・遺族等への法律面や生活面における相談支援
- ・遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修や協議等の実施 等

(6) 計画策定実態調査事業

ア 目的

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第1項及び第2項に規定された市町村自殺対策計画について、当該地域の状況に応じた総合的かつ効果的な取組等の計画策定を進めて、当該地域における自殺対策のPDCAサイクルが回るようにするため、新規計画策定又は既存計画の見直し時に係る事業を支援する。な

お、今後計画を策定又は見直しする段階においては、厚生労働省が策定した「「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引」を参考にしつつ、県の地域自殺対策推進センターの助言等を受けながら進めること。

また、計画策定又は見直し後、計画に基づく取組の進捗状況を検証・評価するための、外部機関や外部関係者を集めた会議を開催する場合、交付対象となるのは会議1回分に限る。

イ 事業内容

- ・計画策定又は見直しに必要な調査研究等
- ・計画策定又は見直しに必要な研修会等の実施
- ・計画策定又は見直しに必要な自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置及び運営 等

(7) 若年層対策事業

ア 目的

近年、10歳代から30歳代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いており、特に10歳代の自殺死亡率は増加傾向にある。

こうしたことから青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であり、青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行う。

イ 事業内容

- ・若年層（40歳未満）及び若年層を支援する者に対する（1）から（4）までに掲げる事業（児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修 等）
- ・中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者（40歳以上を含む。）に対しても行う事業

(8) SNS地域連携包括支援事業

ア 目的

SNS等の相談体制を強化し、相談から具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する事を目的とする。

イ 事業内容

国が選定する「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、地方自治体に相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施 等 SNS相談事業

(9) 深夜電話相談強化事業

ア 目的

我が国における自殺は、深夜と早朝にピークを形成しており、当該時間帯に電話相談を実施することにより、自殺を直前で回避できる可能性があると考えられることから、当該時間帯における電話相談窓口の設置を推進する。

イ 事業内容

関係行政機関や民間団体が、深夜（22時）から早朝（5時）にかけて実施する電話等による相談事業を実施する際に係る相談対応者の配置、増員等

(10) 自殺未遂者支援事業

ア 目的

自殺者のうち約2割が自殺未遂経験者であり、自殺未遂者の自殺再企図防止は自殺対策においても最重要課題の一つである。自殺再企図を防止し、自殺者数の減少につなげるために、地域において自殺未遂者を支援する。

イ 事業内容

- ・受診時及び入院中の支援として行う心理や精神保健、保健福祉や法律等に関する専門家の配置や派遣
- ・受診時及び入院中の支援として行う地域の精神科受診や他機関への相談に向けた連絡・調整
- ・退院後の支援として行う相談窓口の設置、自殺未遂者・自殺未遂者の家族等向け継続的訪問相談等
- ・自殺未遂者向けのグループワークや分かちあいの集い等への支援
- ・保健師や精神保健の専門家、民間団体の相談員等に対する自殺未遂者対応のための研修の実施
- ・自殺未遂者支援を目的とした依存症等の自助グループやその関係者等を対象とした自殺予防のための啓発や研修 等

(11) ゲートキーパー養成事業

ア 目的

自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定。以下「大綱」という。）記載の以下の内容を踏まえ、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施する。

- ・ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
- ・自殺の危険を示すサインに気づき、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- ・若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。

イ 事業内容

- ・民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野でのゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣
- ・民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着したゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣

(12) 災害時自殺対策継続支援事業

ア 目的

大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、災害の程度によってはそのリスクも長期に及ぶことから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を継続して実施する。

イ 事業内容

- 「災害時自殺対策事業」を実施した後、引き続き対応が必要な以下の取組
- ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催
 - ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等

(13) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業

ア 目的

自殺未遂歴の有無や自殺未遂者の所在を通常の行政窓口において把握することは困難であり、救急病院等との連携体制の構築が課題となっている。自殺未遂者支援の前提となる、救急病院等との連携体制の構築は極めて緊急性が高いため、当該連携体制を構築するために必要な事業を支援する。

補助対象となる事業は、新たな救急病院、警察、消防との連携体制の構築に係る事業、又は、既存の連携体制に救急病院、警察、消防が新たに加わる場合に限る。また、当該事業は二次医療圏以上での連携体制の構築を想定しており、実施期間は1年とする（継続して2年目以降も実施する場合や市町村で実施する場合は、「自殺未遂者支援事業」で実施することとする。）。

イ 事業内容

- ・警察、消防及び救急病院から円滑な情報提供を実施するための継続的協議の場の開催
- ・警察及び消防職員向け自殺未遂者初期対応のための研修の実施
- ・警察、消防等と連携した自殺未遂者（念慮者）への寄り添い型支援の実施
- ・提供された情報を基にした支援方策の継続的な検討及び調整（ケース会議の実施等） 等

(14) 災害時自殺対策事業

ア 目的

大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、自殺対策の実施は極めて緊急性の高い課題であることから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を実施する。

原則、災害救助法の適用を受けた災害に対する事業とし、実施期間は災害発生から一定期間が経過するまでとする（一定期間とは、原則、激甚災害に指定された災害については災害発生から3年経過後の年度末まで、その他の災害については災害発生から1年経過後の年度末までとする。）。

イ 事業内容

- ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催
- ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等

(15) ハイリスク地対策事業

ア 目的

自殺多発地域（ハイリスク地。当該事業における「ハイリスク地」とは、次の①から③までの条件を全て満たす地点（地域）をいう。①比較的立入が容易な一般の公共の場所であること（自宅、勤務先は除く。）、②自殺の場所として利用されやすく、そのような場所として知られていること、③一定期間において、当該場所で発見された自殺者又は自殺企図者が複数人いること。）には、地域住民以外の自殺志願者が集まるという現状があるため、当該ハイリスク地に対する取組を支援する。

イ 事業内容

- ・ハイリスク地における看板、電話、監視カメラ等の設置
- ・ハイリスク地のパトロールの実施
- ・ハイリスク地における自殺企図者の一時保護
- ・ハイリスク地対策に関わる関係機関の連携体制の構築 等

(16) 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業

ア 目的

大綱において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれていることから、未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う県における推進体制を整備することを目的とする。

イ 事業内容

県において、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、地域自殺対策推進センター等にコーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う。

また、県の設置する地域自殺対策推進センター等と救急病院等の地域の支援機関の連携体制構築のための定期的な会議を行う。

(17) こども・若者の自殺危機対応チーム事業

ア 目的

小中高生の自殺者数は、令和6年においては、過去最多となる529人であった。また、我が国の10歳代から30歳代までの死因順位第1位は「自殺」であり、若者の自殺死亡率は、G7各国に比べて高い現状にある。このため、こども・若者の自殺予防等の取組について強化していく必要があり、特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。

こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日とりまとめ）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）においても、こども・若者の自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。

こうした状況を踏まえ、こども・若者の自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案に向けた的確な取組を推進する必要がある

イ 事業内容

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

○チーム事業事務局設置：地域自殺対策推進センター等

○支援対象者：以下のこども・若者への対応が困難な市町村等の地域の関係機関

- ①自殺未遂歴がある
- ②自傷行為の経験がある
- ③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等

○チームの要件

チームは、精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人等、多職種のメンバーで構成する。

※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする。

○支援内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施

- ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了：地域の関係機関への引継

(18) 地域特性重点特化事業

ア 目的

地域における自殺の実態及び特性について分析した上で特定された、当該地域において特に対策が必要と考えられる世代及びリスク要因に対象を限定した事業を実施することにより、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる自殺予防対策の強化を図る。

イ 事業内容

地域において特に対策が必要と考えられる自殺対策事業（（１）から（７）、（９）及び（１０）に掲げる事業）であり、かつ、対策を講ずることにより着実に当該地域における自殺者が減少すると見込まれる取組として厚生労働省が認める事業（アに掲げる目的のもと申請があり、都道府県又は市町村が、地域の特性に応じた対策等について相互の取組等を共有し補完しあうための研修や研修等への派遣、そのための広域的なネットワークの構築や運営等を含む。）とする。

なお、厚生労働省は、都道府県又は市町村から次の項目を整理した実施予定事業の申請を受け付け、審査の上、採択を行う。

- ・ 課題の分析、事前評価
- ・ 事業目的・内容、事業効果、達成目標
- ・ 事後検証・評価

別表第2（第5条関係）

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	
			市町村等	市町村等以外
(1) 対面相談事業	知事が必要と認めた額	事業実施に必要な報酬、賃金（共済費を含む。）、給与、職員手当等、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金	2分の1	10分の10 （（6）を除く。）
(2) 電話・SNS相談事業				
(3) 人材養成事業				
(4) 普及啓発事業				
(5) 自死遺族支援機能構築事業				
(6) 計画策定実態調査事業				
(7) 若年層対策事業		事業実施に必要な報酬、賃金（共済費を含む。）、給与、職員手当等、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業に係る電話相談事業及びSNS地域連携包括支援事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金	3分の2	
(8) SNS地域連携包括支援事業				
(9) 深夜電話相談強化事業				
(10) 自殺未遂者支援事業				
(11) ゲートキーパー養成事業				
(12) 災害時自殺対策継続支援事業				
(13) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業		事業実施に必要な報酬、賃金（共済費を含む。）、給与、職員手当等、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金	10分の10	
(14) 災害時自殺対策事業				
(15) ハイリスク地対策事業				
(16) 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業				
(17) こども・若者の自殺危機対応チーム事業				
(18) 地域特性重点特化事業				

（注） 補助の対象とならない経費は、次のとおりとする。

- 1 各府省が実施する国庫負担（補助）制度又は他の県単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助が実施されている事業
- 2 市町村等の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費
- 3 市町村等の職員が会議、研修、視察等に参加する際の旅費。ただし、人材育成事業の一環として指導者が外部研修に参加する際の旅費については、その研修で得た知見等を指導者等として活かす場合を除く。
- 4 市町村等単独予算として既に予算措置されている自殺対策事業。ただし、補助事業を活用して、事業を追加して実施する場合については、追加した事業の経費を除く。
- 5 市町村等が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

別表第3（第7条、第8条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。